

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 産業廃棄物処理施設変更の許可の申請があった件 三六二
- 国土調査として指定した件二件 三六二
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三六三
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三六三
- 公 告 三六三
- 家畜人工授精に関する講習会を開催する件 三六三
- 福島県公安委員会 三六三
- 福島県公安委員会の事務の委任に関する規則及び福島県暴力団排除
条例施行規則の一部を改正する規則 三六三
- 正 誤 三六三
- 平成二十四年十月十六日付け定例第二千四百二十八号中 三六四

告 示

福島県告示第五百一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設を変更しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十四年十月二十六日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

飯岡工業株式会社 代表取締役 飯岡 元

福島県田村郡小野町大字小野新町字団子田七十四番地の一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

福島県田村市滝根町広瀬字稲荷下四十七番ほか十三筆
産業廃棄物処理施設の種類

三 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ロに規定する安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
1 廃プラスチック類
2 金属くず
3 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
4 がれき類

五 申請年月日
平成二十四年九月二十日

六 縦覧場所

1 福島県中地方振興局県民環境部環境課
福島県郡山市麓山一丁目一番一号

2 田村市滝根行政局市民課
福島県田村市滝根町神俣字関場百十八番地

3 小野町民生生活課
福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻九十二番地

（産業廃棄物課）

福島県告示第五百二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十四年八月二十四日次のとおり指定した。

平成二十四年十月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行う者の名称

伊達市

二 調査地域

伊達市霊山町石田の一部

三 調査期間

平成二十四年八月二十七日から平成二十五年三月三十一日まで

（農村計画課）

福島県告示第五百三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十四年十月十六日次のとおり指定した。

平成二十四年十月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行う者の名称

柳津町

二 調査地域

河沼郡柳津町大字久保田の一部

三 調査期間

平成二十四年十月二十二日から平成二十五年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第五百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、郡山市河内土地改良区から平成二十四年九月二十五日付で申請のあった定款の変更について、同年十月十八日認可した。

平成二十四年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第五百五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年十月十五日次のとおり指定した。

平成二十四年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

売りさばきの場所

西 晴雄

南相馬市鹿島区鹿島

平成二十四年一月一日から

南相馬市鹿島区鹿島

島字町四四番地

平成二十四年九月三〇日まで

字一本榎一〇〇

(出納総務課)

公 告

公告第三百十四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十四年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 開催期日

平成二十五年一月三十日から同年三月五日まで

二 場所

1 学科、実習(二の2に掲げる実習を除く。)及び修業試験

西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地の一 福島県農業総合センター農業短期大

学校

2 実習(精液の採取、保存液の調整、精液の希釈、精液の液状保存及び冷凍保存に

係るものに限る。)

福島市荒井字地蔵原甲十八番地 福島県農業総合センター畜産研究所

対象家畜の種類

牛

四 受講人員

二十名程度

五 受講資格

家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者

六 受講手続

1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、平成二十四年十一月二十日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、平成二十四年十二月二十日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

七 その他

1 選考申込者が定員を超過した場合は、書類選考により受講者を決定する。

2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

(畜産課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会の事務の委任に関する規則及び福島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月26日

福島県公安委員長 高瀬 淳

福島県公安委員会規則第7号

福島県公安委員会の事務の委任に関する規則及び福島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

(福島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 福島県公安委員会の事務の委任に関する規則(平成4年福島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条 第2号イ中「同条第2項」を「同条第3項」に、「同条第3項及び第4項」を「同条第4項及び第5項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 暴力団対策法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務

第3条中「又は第30条の3」を「、第30条の3、第30条の7第1項及び第30条の10

第1項」に改める。

(福島県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第2条 福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第9条第15号ロ」を「第9条第21号ロ」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月30日から施行する。

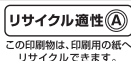
(組織犯罪対策課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十四年十月十六日付け定例第二千四百二十八号中

三四九			平成24年10月16日	平成24年10月16
-----	--	--	-------------	------------



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福 島 県 株式会社 第一 印刷所